

大和市告示第145号

大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年6月28日

大和市長 大 木 哲

大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱（平成22年大和市告示第16号）の一部を次のように改正する。

別表第3号中「大和市福田2020番地4先」を「大和市渋谷六丁目100番地33先」に改め、同表第4号中「大和市福田2010番地5先」を「大和市渋谷五丁目100番地32先」に改め、同表第17号中「大和市福田2083番地及び下和田1183番地2」を「大和市渋谷六丁目100番地19先」に改め、同表第68号中「大和市福田地内」を「大和市渋谷五丁目35番地」に改め、同表第103号中「大和市福田1693番地1先」を「大和市渋谷八丁目100番地10先」に改め、同表第106号中「大和市福田2169番地先」を「大和市渋谷四丁目100番地12先」に改め、同表第136号中「大和市福田地内」を「大和市渋谷五丁目11番地」に改める。

附 則

この要綱は、大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。